

▲スマートデバイスマネジメント利用規約

実施：平成 27 年 3 月 26 日（最終改定 2025 年 7 月 1 日）

目次

第1章 総則

第1条 本規約の適用	3
第2条 本規約の変更	3
第3条 用語の定義	3

第2章 スマートデバイスマネジメントの提供

第4条 スマートデバイスマネジメントの提供区域	4
-------------------------	---

第3章 契約

第5条 契約の単位	4
第6条 契約申込の方法	4
第7条 契約申込の承諾	4
第8条 契約内容の変更	5
第9条 スマートデバイスマネジメント契約に基づく権利の譲渡	5
第10条 契約者が行うスマートデバイスマネジメント契約の解除	5
第11条 当社が行うスマートデバイスマネジメント契約の解除	5
第12条 契約者の地位の承継	6
第13条 契約者の氏名等の変更の届出	6

第4章 禁止行為

第14条 著作権等	7
-----------	---

第5章 利用中止等

第15条 利用中止	7
第16条 利用停止	7

第6章 料金等

第17条 料金及び工事に関する費用	8
第18条 利用料金の支払義務	8
第19条 手続きに関する料金の支払義務	9
第20条 工事費の支払義務	9
第21条 割増金	10
第22条 延滞利息	10
第23条 債権の譲渡	10
第24条 料金の計算等	10
第25条 端数処理	10
第26条 料金等の支払い	11

第 27 条 消費税相当額の加算	11
第 7 章 損害賠償	
第 28 条 責任の制限	11
第 29 条 免責	11
第 8 章 個人情報の取扱い	
第 30 条 個人情報の取扱い	12
第 9 章 保守	
第 31 条 契約者の切分責任	12
第 10 章 雜則	
第 32 条 承諾の限界	13
第 33 条 利用に係る契約者の義務	13
第 34 条 法令に規定する事項	14
第 35 条 準拠法	14
第 36 条 当社が別に定めることとしている事項	14
第 11 章 附帯サービス	
第 37 条 附帯サービス	14
別紙 1 スマートデバイスマネジメントの料金その他の提供条件等	
別紙 2 当社が別に定めることとしている事項	
別紙 3 附帯サービスの取扱い	
別紙 4 スマートデバイスマネジメントアプリにて取得する情報	

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 NTT東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、このスマートデバイスマネジメント利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりスマートデバイスマネジメント（当社が本規約以外の契約約款又は利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合には、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、スマートデバイスマネジメントに附帯するサービス（以下、「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ① 当社ホームページにおける掲載
- ② 電子メールの送信
- ③ CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 スマートデバイスマネジメント	インターネット回線に接続される自営端末設備において、専用のアプリケーションを導入することで自営端末設備の情報や各種機能の制御等を行うことができるサービス
4 端末設備	スマートデバイスマネジメントに係る当社が設置するサーバ装置へ接続するための電気通信サービス等に係る電気通

	信号線設備に接続される電気通信設備であって1の部分の設定の場所が他の部分の設定の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
6 スマートデバイスマネジメント契約	当社からスマートデバイスマネジメントの提供を受けるための契約
7 契約者	当社とスマートデバイスマネジメント契約を締結している者
8 スマートデバイスマネジメント取扱所	(1) スマートデバイスマネジメントに関する業務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託によりスマートデバイスマネジメントに関する契約事務を行う者の事務所
9 契約者ID	契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
10 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額

第2章 スマートデバイスマネジメントの提供

（スマートデバイスマネジメントの提供区域）

第4条 スマートデバイスマネジメントは、日本国内において提供します。

第3章 契約

（契約の単位）

第5条 当社は、1の契約者IDごとに1のスマートデバイスマネジメント契約を締結します。この場合、契約者は、1のスマートデバイスマネジメント契約につき、1人に限ります。

（契約申込の方法）

第6条 スマートデバイスマネジメント契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書を提出していただきます。

（契約申込の承諾）

第7条 当社は、スマートデバイスマネジメント契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのスマートデバイスマネジメント契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) スマートデバイスマネジメントを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) スマートデバイスマネジメント契約の申込みをした者がスマートデバイスマネジメントの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
 - (4) 第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (注) 契約者は、当社が設置するサーバ装置へ接続するための電気通信サービス等が必要となります。

（契約内容の変更）

第8条 契約者は、第6条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（スマートデバイスマネジメント契約に基づく権利の譲渡）

第9条 スマートデバイスマネジメント契約に係る利用権（契約者がスマートデバイスマネジメント契約に基づいてスマートデバイスマネジメントの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属スマートデバイスマネジメント取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、スマートデバイスマネジメント契約に係る利用権を譲り受けようとする者がスマートデバイスマネジメントの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがある場合を除いて、これを承認します。

- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していたスマートデバイスマネジメントに係る一切の権利及び義務を承継します。

- 5 当社は、利用権の譲渡があったときは、そのスマートデバイスマネジメントにより当社が設置するサーバ装置に蓄積されている符号等を譲受人に引き継ぎます。

(契約者が行うスマートデバイスマネジメント契約の解除)

第 10 条 契約者は、スマートデバイスマネジメント契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめスマートデバイスマネジメント取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うスマートデバイスマネジメント契約の解除)

第 11 条 当社は、第 16 条（利用停止）の規定によりスマートデバイスマネジメントの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのスマートデバイスマネジメント契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第 16 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、そのスマートデバイスマネジメントの利用停止をしないでそのスマートデバイスマネジメント契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、そのスマートデバイスマネジメント契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(契約者の地位の承継)

第 12 条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてスマートデバイスマネジメント取扱所に届け出て頂きます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにスマートデバイスマネジメント取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項に定める変更があったにもかかわらずスマートデバイスマネジメント取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

(著作権等)

第 14 条 当社が、スマートデバイスマネジメントを提供するにあたって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又はスマートデバイスマネジメントの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) スマートデバイスマネジメントの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 当社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。
- (3) 当社又はスマートデバイスマネジメントの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

3 当社は、当社が提供するスマートデバイスマネジメントを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している等の当社が別に定める行為をしてはならないものとします。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第 15 条 当社は、次の場合には、スマートデバイスマネジメントの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) スマートデバイスマネジメントの提供に不可欠な当社の契約事業者がその事業を休止し、又はその他当社の責によらない理由によりその契約事業者が当社に対する債務を履行しないことにより、スマートデバイスマネジメントを継続的に提供することが困難となったとき。

2 当社は、前項の規定によりスマートデバイスマネジメントの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社から契約者に電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等により通知を、それ以外の場合は当社が指定するホームページにより周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

第 16 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのスマートデバイスマネジメントに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったスマートデバイスマネジメントの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支

払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのスマートデバイスマネジメントの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第23条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
 - (2) 第14条(著作権等)又は第18条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、本規約の規定に反する行為であって、スマートデバイスマネジメントに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりスマートデバイスマネジメントの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりスマートデバイスマネジメントの利用停止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第6章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第17条 当社が提供するスマートデバイスマネジメントの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、当社が別紙1に定めるところによります。

2 当社が提供するスマートデバイスマネジメントの工事に関する費用は、工事費とし、当社が別紙1に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第18条 契約者は、そのスマートデバイスマネジメント契約に基づいて当社がスマートデバイスマネジメントの提供を開始した日から起算して、そのスマートデバイスマネジメント契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が別紙1に定める利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、第15条(利用中止)により利用を中止する場合等、スマートデバイスマネジメントを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 第16条により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 契約者は、当社が設置するサーバ装置へ接続するための電気通信サービス等を利用できなくなった場合であっても、そのスマートデバイスマネジメント

契約に係る利用料金の支払いを要します。

前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、スマートデバイスマネジメントを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのスマートデバイスマネジメントを全く利用できない状態（その契約に係るスマートデバイスマネジメントの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのスマートデバイスマネジメントについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのスマートデバイスマネジメントを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのスマートデバイスマネジメントについての料金
3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。	

（手続きに関する料金の支払義務）

第19条 契約者は、スマートデバイスマネジメントに係る契約の申込み又は手続きをする請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別紙1に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのスマートデバイスマネジメントに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第20条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別紙1に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第 21 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 22 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年最大 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(債権の譲渡)

第 23 条 契約者は、当社が、この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。

この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(料金の計算等)

第 24 条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。

2 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が本規約に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用と当社が別紙 1 に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第 25 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第 26 条 契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、当社が指定するスマートデバイスマネジメント取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金その他の債務について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第 27 条 第 18 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により支払いをするものとされている額は、当社が別紙 1 に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 7 章 損害賠償

(責任の制限)

第 28 条 当社は、スマートデバイスマネジメントを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのスマートデバイスマネジメントを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、スマートデバイスマネジメントが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するスマートデバイスマネジメントの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。

4 当社の故意又は重大な過失によりスマートデバイスマネジメントの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 29 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社のサーバ装置に現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 当社のサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が別に定めるところにより、当社のサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えていたり又は与えるおそれのあるデータが当社のサーバ装置に蓄積されていることを知ったとき。
- 2 当社は、第 1 項の規定により現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
- 3 当社は、第 1 項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第 8 章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 30 条 契約者は、スマートデバイスマネジメントの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2 当社は、スマートデバイスマネジメントの提供に当たって、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 3 契約者は、当社が第 23 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社が契約者の氏名、住所及び料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 16 条（利用停止）の規定に基づきスマートデバイスマネジメントの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 4 契約者は、当社が第 23 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がスマートデバイスマネジメントに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 9 章 保守

(契約者の切分責任)

第 31 条 契約者は、スマートデバイスマネジメントを利用することができなくなったと

きは、そのスマートデバイスマネジメントを利用する自営端末設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社はスマートデバイスマネジメント取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第 10 章 雜則

(承諾の限界)

第 32 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 33 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めることとは、この限りでありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (4) 当社が契約に基づき付与した契約者 ID を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) スマートデバイスマネジメントアプリをダウンロード・インストールする場合は、本サービスを利用する企業内ネットワークで行うこと
 - (6) 契約者、ないし第三者が、スマートデバイスマネジメントアプリがインストールされた契約者のパソコン等と同一 LAN 上に、第三者が所有する機器を接続する場合、契約者は第三者に対して、スマートデバイスマネジメントアプリにて、接続された機器の情報が取得されることについて注意喚起を行い、契約者の責任において第三者から同意を得ること。なお、スマートデバイスマネジメントアプリにて取得する情報は、別紙 4 に定めるものとする。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただき

ます。

3 契約者は、自己の責任において、スマートデバイスマネジメントを利用するためには必要な自営端末設備、通信回線その他の設備をホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

(法令に規定する事項)

第 34 条 スマートデバイスマネジメントの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 35 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(当社が別に定めることとしている事項)

第 36 条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、別紙2に規定することとします。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 37 条 スマートデバイスマネジメントに関する附帯サービスの取扱いについては、別紙3に定めるところによります。

別紙1 スマートデバイスマネジメントの料金その他の提供条件等

■料金等

1. 利用料金

区分		料金額 1ライセンスごとに月額
基本プラン		300円 (税込価格 330円)
オプション	Wi-Fi ZoneManagement	100円 (税込価格 110円)
	モバイルウイルス対策	150円 (税込価格 165円)
	インターネット接続管理	150円 (税込価格 165円)
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ライセンスとは、契約者がスマートデバイスマネジメントを利用することができる権利であって、契約者があらかじめ指定する自営端末設備を特定するために付与するものとをいいます。 当社は、スマートデバイスマネジメントの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、スマートデバイスマネジメントの廃止があった場合を除きます。 料金月の途中でスマートデバイスマネジメントの廃止があったときは、スマートデバイスマネジメントの廃止があった日を含む料金月に係る料金額を適用します。 		

2. 手続きに関する料金

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円 (税込価格 880円)

3. 工事に関する費用

区分	単位	工事費の額
初期登録費用	1の管理画面の登録ごとに	7,000円 (税込価格 7,700円)

※当社は、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

■提供条件及び留意事項等

1. 契約者はスマートデバイスマネジメントの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) スマートデバイスマネジメントを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
 - (2) スマートデバイスマネジメントを、端末の利用者に無断でインストールし、利用すること
 - (3) 正当な理由なく、スマートデバイスマネジメントを端末にインストールすることを強制すること
 - (4) スマートデバイスマネジメントを、お客様が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
 - (5) ID等を不正に使用しまたは使用させること
2. 契約者はスマートデバイスマネジメントの利用にあたり、<https://business.ntt-east.co.jp/service/sdm/>に提示する利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

別紙2 当社が別に定めることとしている事項

第14条（著作権等）における当社が別に定める行為は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める行為	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <p>(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為</p> <p>(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信、表示若しくはこれらを収録した媒体を販売する場合又はその送信、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為</p> <p>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い場合又は未承認医薬品等の広告を行う行為</p> <p>(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為</p> <p>(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為</p> <p>(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為</p> <p>(10) 他者になりすましてスマートデバイスマネジメントを利用する行為</p> <p>(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する場合又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為</p> <p>(13) 当社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為</p>

	<p>(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為</p> <p>(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為</p> <p>(17) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為</p> <p>(18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介している行為</p> <p>(19) 前各号のいずれかに該当している符号に対してリンクをはっている行為</p> <p>(20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為</p> <p>(21) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(22) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為</p> <p>(23) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害する当社が判断した行為</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 23 条（債権譲渡）における当社が別に定める事業者及び当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める事業者	N T T ファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ①当社が料金月によらず隨時に計算し請求する場合 ②契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合

第 24 条（料金の計算等）第 2 項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

別紙3 附帯サービスの取扱い

■ 適格請求書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、そのスマートデバイスマネジメントの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、1請求ごとに400円（税込価格 440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

■ 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がそのスマートデバイスマネジメントに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属スマートデバイスマネジメント取扱所において、そのスマートデバイスマネジメントの料金その他の債務（本約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税込価格 440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。
(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

別紙4 スマートデバイスマネジメントアプリにて取得する情報

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に規定するスマートデバイスマネジメントを利用するコンピュータ端末、周辺機器等の情報、契約者が資産管理情報として登録した情報を取得します。なお、スマートデバイスマネジメントがインストールされた契約者のパソコン等と同一LAN上に接続されたパソコン等の端末、周辺機器等が有する情報についてもスマートデバイスマネジメントアプリにより情報を取得します。

また、企業内のパソコン等のデータを適切に管理するために、必ず本サービスを利用する企業内ネットワークにおいてダウンロード・インストールしてください。

1. IP アドレス
2. MAC アドレス
3. パソコンのハード情報 (CPU 名、HDD 容量、メモリサイズ、メーカー名、モデル名、型番、機器種別、機器名、電源オン・オフ状態等)
4. オペレーションシステムに関する情報 (Windows OS、Android、iOS、バージョン等)
5. セキュリティソフトの名称 等
6. Microsoft Office のソフトウェア名称 等
7. ブラウザのソフトウェア名称 等
8. メーラのソフトウェア名称 等
9. その他インストールされたソフトウェアの種類、名称
10. 資産管理情報として登録された保守、購入に関する情報
11. スマートデバイスマネジメントアプリがインストールされた契約者のパソコン等と同一 LAN 上に接続されたパソコン等の端末、周辺機器等が有する情報については、上記 1~4 の情報を取得します。ただし、上記 3 (パソコンのハード情報)については、メーカー名、モデル名、型番、機器種別、機器名、電源オン・オフ状態についてのみ取得します。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日東ビ開 2 第 14-00239 号）

（実施期日）

1 この利用規約は、平成 27 年 3 月 26 日から実施します。

附 則（平成 28 年 2 月 29 日東ビ開 3 サポ第 15-00341 号）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 13 日東ビ開 2 ビ企第 19-00070 号）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 1 月 29 日東ビ開 2 ビ企第 19-00137 号）

1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 6 月 9 日 東ビ開 2 ビ企第 22-00018 号）

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 11 月 8 日 東開マ事 000200000026-01 号）

1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

附則（令和 7 年 7 月 1 日 称号変更に伴う改正）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。